
フランス法における保証と個人の過剰債務処理手続

ピエール・クロック (パリ第2大学教授)
野澤 正充・訳

0 はじめに

I 自然人である保証人の過剰債務の防止における画一性

A 過剰な保証に対するサンクション

B 保証債務の重大性についての保証人に対する情報の提供

II 自然人である保証人の過剰債務処理の画一化

A 会社の債務の保証人である会社の経営者に対する個人の過剰債務処理手続の開始

B 合名会社 (société en nom collectif) の社員である保証人の排除

0 はじめに

周知のように、2004年、日本民法の保証の規定が改正された。この改正は、一方では、自然人である保証人と法人保証とを区別するものであり、また他方では、根保証と特定の債務の保証とを区別するものであった。

そして、日本では、民法(債権関係)の改正において、保証人の保護を強化することが新たに検討されている。そこで、フランス法において、保証人の保護が自然人と法人との区別に応じ、どのように進展してきたかを検討することが有益であると思われ、連続する2つの講演をとおして、この問題を取り上げることとする。すなわち、第1の講演では、自然人である保証人の過剰債務の問題を検討する。そして、第2の講演は、保証法と会社法との関係に関するものである。

保証人は保護されなければならないのか、そして、仮にそうだとすれば、すべての保証人が同じように保護されなければならないのであろうか？

この問題については、ちょうどよい均衡点を見つけなければならない。すなわち、一方では、保証人は、時に自分自身から保護されなければならない。というのも、保証人は、保証が危険な行為であることに気付かないからである。

保証は、容易に用いることができる担保である。なぜなら、(保証の設定には)費用が全くかからないからである。そして、保証人は、保証債務を決して履行することはないと考えながら(保証契約を)締結する。つまり、保証人は、主たる債務者を信頼しているのであり、かつ、保証は、銀行によって要求される簡単な形式を満たせば、設定することができるのである。

しかし、他方では、保証人を保護しすぎてはならない。なぜなら、保証人を保護しすぎると、信用の安定性を危険にさらすことになるからである。その場合には、銀行は、信用の供与を少なくするか、または、利率をより高くして信用を供与することになる。そして、その結果は、企業に対する信用の供与を鈍らせ、経済の発展を妨げることになる。

ちょうどよい均衡をもたらすためには、まず、自然人である保証人と法人の保証人とを区別することが論理的である。そして、自然人である保証人については、本日(2014年4月10日)の講演で取り上げ、法人保証については、明日(2014年4月11日)の講演で検討する。というのも、軽率な保証人による保証債務の危険の問題は、自然人に対してのみ生じるものだからである。

では、どのように、自然人を特別に保護することができるのであろうか？

企業に対して信用が供与される場合には、自然人が保証人となることを禁止すべきであろうか？

フランスの立法者は、このようなことを考えてはいない。担保権設定者が自然人である場合に、人的担保の設定契約の効力が制限されるのは、請求払無因保証(garantie à première demande)だけである。

では、保証人が「素人」(profanes)である場合と「知識の豊富な」(averties)場合とを区別するのはどうであろうか。ここにいう、「知識の豊富な」保証人とは、主たる債務者の借入金を知っている者であり、主に会社の経営者が

保証人となる場合が該当する。そして、このような区別は、長い間、フランスの判例法によって行われ、同様にEU加盟国の多くと、人的担保に関するヨーロッパ原則の草案においても採用されている。

反対に、以上のような区別をすることなく、すべての自然人である保証人を一様に保護しなければならないのであろうか。

現実には、フランス法において、立法によって広範に採用されたのは、自然人である保証人を画一的に保護する第3の解決である。

そこで、この講演では、保証人の過剰債務の危険の防止という点から、自然人である保証人の保護を画一化するという展開がなされていることを明らかにする（Ⅰ）。そして、その展開が、保証人の過剰債務処理手続の点でも、ほとんど実現していることを概観する（Ⅱ）。

I 自然人である保証人の過剰債務の防止における画一性

保証人の過剰債務の危険の防止は、フランス法においては、次の2つのメカニズムの組み合わせによって実現されている。

1つは、過剰な保証を認めた債権者に対するサンクションである（A）。

もう1つは、保証人に対する債権者の情報提供義務である。この情報提供義務は、保証人に対して、その保証債務がもたらす結果を自覚させるためのものである（B）。

そして、この講演では、この2つの保証人の保護のメカニズムが、知識の豊富な保証人と素人の保証人とを区別せずに、すべての自然人である保証人に適用されることを明らかにする。

A 過剰な保証に対するサンクション

まず、過剰な保証に対するサンクションを検討する。

保証人の財政的な能力に対して不均衡な保証契約を締結した債権者は、非難に値するであろうか？

この問題は、フランス法においては、判例・立法ともに肯定されている。し

かし、判例による肯定は、立法者による肯定と全く同じではない。

まず、判例は、1997年から2006年まで多くの変遷をした後に、民事責任の一般法に基づき、知識の豊富な保証人と素人の保証人とを区別した。すなわち、保証人が知識の豊富な者である場合には、判例は、債権者が保証債務の過剰性について注意を促す必要はないとした。換言すれば、債権者は、保証人に対して、当初から担保することが過剰な負担となるであろうことを隠していたのではない限り、責任を負うことはないとした。

これに対して、保証人が素人である場合¹⁾には、判例は、債権者が事業者であるときは²⁾、保証人に対して、過剰債務の危険を警告しなければならないとしている。

この義務を怠ると、保証人は、契約しないという機会の喪失³⁾を援用して、債権者の責任を追及することができる。そして、保証人が受領すべき損害賠償は、保証人の債務と相殺され、結局は、保証人の債務がその資産と収入に見合ったものとなるまで、減額されることになる。

しかし、立法者による解決は、判例とは異なるものである。1989年に導入され、消費法典 L. 313-10 条に規定された原則を一般化した2003年4月1日の法律は、消費法典の新しい L. 341-4 条として、次のように規定した。すなわち、「事業者である債権者は、自然人によってなされた保証契約の締結時に、保証債務が保証人の資産及び収入と明らかに不均衡であった場合には、当該保

【原注】

- 1) 保証人が素人であるということは、保証人が素人としての性質を有していることを前提としている。ところで、判例は、保証契約の締結の際に、事業者が素人である保証人をサポートした場合については、その判断が必ずしも一致していない。例えば、弁護士の補助があった場合には、素人の保証人が知識の豊富な保証人へと転換するであろうか。破毀院商事部は、2008年11月12日判決以来これを肯定している。しかし、破毀院第1民事部は、2009年4月30日判決によってこれを否定している。
- 2) この責任は、債権者と保証人との間の能力の格差に基づくものであるため、債権者が事業者でなく、そのような格差がない場合には、警告義務はない、と解されている (Cass. com., 13 novembre 2007)。
- 3) 損害は、契約しなかったという機会の喪失に基づくものであるため、保証人が受領する賠償額は、彼が支払うべき保証債務額と同じではない。それゆえ、保証人は、その保証債務を完全に免れるわけではない (Cass. com., 20 octobre 2009)。

証契約を主張することができない。ただし、保証人が請求を受けた時点で、保証人の資産が自己の保証債務の履行を可能とするものである場合は除く」（規定の訳は、大沢慎太郎「フランスにおける保証人の保護に関する法律の生成と展開（1）」比較法学 42 卷 2 号 84 頁（2009 年）による）。

この規定は、多くの批判を引き起こしている。

まず、立法者は、この規定において、債権者に対し、単なる警告義務を課しているのではない。すなわち、警告義務違反のサンクションは、民事責任法の適用により、損害賠償を認めることである。しかし、この規定においては、債権者は、過剰な保証契約を締結してはならないという義務を負い、この義務に違反すると、債権者は、保証人に対して、支払を請求する権利を失う（*déchéance*）というサンクションが課されている。

これは、次のように、オール・オア・ナッシングのメカニズムである。すなわち、保証人の債務が、契約の締結時およびその履行時に、保証人の財産および収入に均衡していた場合には、保証人はその債務の全額を支払う義務を負う。しかし、保証人の債務が不均衡であった場合には、保証人はその債務のすべてを免れる。というのも、同条は、債権者が保証債務を「主張することができない」と規定し、保証人の完全な免責を示唆しているからである。

この点において、過剰な保証債務の債権者のサンクションも、それ自体過剰である、ということができる。

そして、この規定による不都合は、消費法典 L. 341-4 条の適用範囲が非常に広範であるため、より顕著なものとなっている。すなわち、同条は、2003 年 8 月 7 日以降に事業者である債権者のために合意された、すべての保証に適用される。そして、その被担保債務がどのようなものであるかは問わず、また、素人である保証人と知識の豊富な保証人との区別もせず、すべての自然人である保証人が、同条によって保護されるのであり、会社の経営者も同様に保護される⁴⁾。

ところで、素人である保証人と知識の豊富な保証人とを区別しないのは、こ

4) *v., en cesens, Cass. com., 13 avril 2010.*

これらの概念を定義するのが難しいことによるものであろう。それゆえ、判例は、事案に応じてこの区別を用いることができるとしても、立法者を同様に考えることはできない。なぜなら、立法者は、一般的な規定を定立しなければならず、自然人と法人のような、明確にその範囲を確定できる法的カテゴリーにのみ、依拠せざるをえないからである。

同じような現象は、保証債務の範囲に関する、保証人に対する情報の提供についても生じている。

B 保証債務の重大性についての保証人に対する情報の提供

立法者と判例のいずれもが、保証人のために、債権者に対して、情報提供義務を課している。しかし、そのために用いられている手法は、それぞれ異なっている。

判例に関しては、破産院が、債務の一般法に基づいて、素人である保証人のみを保護している。すなわち、判例は、保証人がその債務額を示し、かつ、契約した債務の範囲を知っていることを説明する旨の手書きの記載をしなければならない、という民法典 1326 条を適用して、素人である保証人のみが、その手書きの記載の不十分さ (*irrégularité*) を主張することができるとした。

というのも、破産院は、次のように解しているからである。すなわち、一方では、この手書きの記載の要求が、保証人を保護するための単なる証明の規定でしかなく、不完全な手書きの記載であっても、保証人がその債務の範囲を認識していることを証明する他の証拠によって補完されうるとする。

そして、他方では、そのような他の証拠として、例えば、保証人が、主たる債務者である会社の経営者であることを指摘する。

それゆえ、判例は、素人である保証人と知識の豊富な保証人とを区別しているのである。

これに対して、立法者が現実には保証人を保護するための立法をしようとする場合には、すべての保証人を一様に保護することになる。

例えば、2003 年 8 月 1 日の法律に基づく消費法典 L. 341-2 条および L. 341-3 条においては、手書きの記載は、保証人に対してその債務額の上限の記

載を強制し、保証債務の重大性を気付かせるために、事業者である債権者と私署証書による契約により保証人となったすべての自然人によって書き写さなければならないとする。そして、この規制により、今日では、自然人は、根保証（cautionnement omnibus）、すなわち、主たる債務者の債務を債権者に対して無制限に保証する契約を締結することができない。

この新しい手書きの記載の要求は、保証契約の有効要件であって、単なる証明のための規制ではない。それゆえ、今日では、判例も、保証人が会社の経営者であることによって、手書きの記載の不十分さを補うことはできないものとしている。

したがって、素人の保証人と知識の豊富な保証人との区別は、もはや存在しない。

同様に、立法者は、主たる債務者の債務額があまりに過大になる前に、保証人からの一方的な解約を可能とするため、債権者に対し、主たる債務者の債務額の増加について、毎年保証人への情報提供を義務づけている。

この義務は、通貨金融法典 L. 313-22 条において、企業に付与された信用の返済を担保するすべての保証人のために規定されている。また、民法典 2293 条および消費法典 L. 341-6 条においても、他の信用の返済を担保する、自然人である保証人に関して規定されている。

それゆえ、この点においても、立法者は、素人である保証人と知識の豊富な保証人とを区別していない。

しかし、この毎年の情報提供義務が、しかるべき時に保証人にその保証契約を解約させることによって、まさに直接に保証人を保護するものであるとしても、2003年8月1日の法律以降は、必ずしもそうではない。

すなわち、立法者は、消費法典の新しい L. 341-2 条において、自然人である保証人による手書きの記載は、保証の上限期間を書き写さなければならないものとした。しかし、立法者は、自然人の私署証書による保証を、期限の定めのあるものに限定することが、同時に、保証人から一方的な契約の解約権を奪うことになることを考慮しなかった（なぜなら、保証人の解約権は、期限の定めのない保証契約についてのみ認められるものだからである）。

したがって、立法者は、よいことをしようと思ったが、残念なことに、過剰債務に対する、自然人である保証人の保護を縮減してしまったのである。

しかし、このような留保を付けるにせよ、今日のフランス法における過剰債務の防止は、自然人である保証人に何ら差異を設けることなく、完全に画一的な仕方では保障されていると思われる。

自然人である保証人の過剰債務処理のメカニズムに関しても、ほぼ同様である。

II 自然人である保証人の過剰債務処理の画一化

では、過剰債務の防止のメカニズムが期待された成果を収めず、担保権の実行によって保証人がその保証債務を履行しなければならないにもかかわらず、支払能力がない場合を検討する。

自然人である保証人は、過剰債務処理手続を利用することができるであろうか？

立法者は、時にこれを肯定しているよう思われる。

例えば、主たる債務者自らが個人の過剰債務処理手続を利用している場合には、保証人にもその保護が認められる。これは、1998年7月29日の法律によって認められ、今日では、消費法典 L. 331-3-II 第3項に規定されている。すなわち、同条によれば、過剰債務処理手続の開始に際して、「債権者は、当該債権に保証人が付されていること、及び保証人に訴訟が提起されたことを、明らかにしなければならない」とし、同条4項は、「委員会が、主たる債務者の1つ又は複数の債務の返済を担保する保証人が存することを確認したときは、保証人に手続の開始を通知する。保証人は、委員会に対して、書面により、自らの所見を述べることができる」と規定している。

それゆえ、保証人は、主たる債務者の過剰債務処理手続に参加させられるのであり、それによって、保証人自らが過剰債務処理手続を利用するよう仕向けられているのである⁵⁾。そして、このことは、破毀院第1民事部の1996年11月13日判決⁶⁾および1998年3月3日判決以降、判例が、保証人は主たる債務者についてなされた個人の過剰債務処理手続による期限の延長と債務の減額を

主張することができない、としてただけに重要である。

しかし、保証人が個人の過剰債務処理手続を利用できるか否かは、なお問題である。

この問題に答える前に、まず、2003年8月1日の法律以降、個人の過剰債務処理について2つの手続が存在することを確認する。

第1の手続は、1989年12月31日の法律によって創設された過剰債務処理手続であり、これは、事業によって生じたのではない債務で、支払期限の到来したもののおよび到来すべきものの総額に対し、明白な支払不能の状態にある自然人に関する手続である。

この手続は、過剰債務委員会において行われ、同委員会は、合意による更正計画をまとめなければならない。

そして、支払期限の延長と債務の減額に対する債権者の同意を得やすくするために、2010年7月1日の法律は、過剰債務委員会が、債務超過に陥った債務者の請求を受理する旨を決定したときは、自動的に、10年間、その債務の履行を請求する手続が停止するものとした。

ところで、更正計画が債務者と「その主な債権者」によって受け容れられた場合には、更正計画に署名した債権者はその債務者に対する追及権を放棄しなければならない。しかし、更生計画は、その当事者でなかった債権者を拘束しない。

過剰債務委員会が債権者の同意による更生計画を策定するに至らなかった場合には、同委員会は、債務者の請求によって、債務返済日程の繰り延べ、資本金からの弁済についての優先的な控除、利率の引き下げ、または2年を超えな

5) この点は、消費法典の新しい L. 331-3-II 第3項の政府による修正案についての説明がなされた際に、Madame Lebranchu によって明言されている (*J.O. Débats A.N.*, 19 mai 1998, p. 3962)。

6) Cass. 1^{re} civ., 13 novembre 1996, *Bull. civ.* I, n°401 ; *Defrénois*, 1997, p. 292, note L. Aynès ; *D.* 1997, Som. p. 200 s., obs. P.-L. Chatain et F. Ferrière ; cette *Revue* 1997, p. 190 s. ; *JCP E* 1997, II, 903, note D. Legeais ; *D.* 1997, Som. p. 178, obs. D. Mazeaud ; *JCP*, éd. G., 1997, II, 22780, note Ph. Mury ; *RTD com.*, 1997, p. 142, obs. G. Paisant ; *D.* 1997, p. 141, concl. J. Sainte-Rose et note T. Moussa ; *JCP G* 1997, I, 4033, n°7, obs. Ph. Simler.

い期間の、生活扶助料以外の債権の停止を命じることができる。

2013年7月26日の法律は、債務者の財務状況が、復旧できないほどに危機的なものではないが、その債務の全額を返済する見込みがない場合であり、そのために過剰債務委員会による調整が明らかに困難であるときは、手続の開始時から同委員会に上記の権限を付与することによって、その権限を強化している。

第2の手続は、2003年8月1日の法律によって創設された個人再生手続 (rétablissement personnel) である。

この手続は、過剰債務の状況を清算することができないという、復旧しえない危機的な状況にある、自然人である債務者に関するものであり、上記に言及した手法を用いるものである。

この手続は、原則として、債務者の同意の下に、過剰債務委員会のイニシアティブによって開始されるものであり、同委員会に他の手法が考えられない場合に、同委員会が小審裁判所の裁判官 (juge du tribunal d'instance) に付託するものである。

債務者の請求に基づき、その受理を決した過剰債務委員会の決定は、履行の請求手続を強制的に停止する。それゆえ、債権者は、開始決定の公示から2ヶ月以内に、その債権を届け出なければならず、その届出をしないと債権を失うことになる。

債権の履行請求を停止した後に、裁判官は、債務者の債務を弁済するためにその財産を売却し、次いで、資産が十分でないために手続が終結される場合には、原則として、債務者の債務を免れさせるものである。

自然人である保証人は、この2つの過剰債務処理手続を利用することができるであろうか？

まず、これらの手続が、自らの会社の債務について保証人となる会社の経営者にも利用されるものである点において、ほとんどすべての自然人である保証人について、問題を肯定することができる (A)。

しかし、これらの会社の経営者が、事業に適用される倒産手続に従わなければならない場合には、自然人である保証人の間でも、一定の区別が必要である

(B)。

A 会社の債務の保証人である会社の経営者に対する 個人の過剰債務処理手続の開始

債務者が個人の過剰債務処理手続の適用を請求しうるためには、消費法典 L. 330-1 条によれば、当該債務者が支払期限の到来した、または到来すべき「非事業的な」(non professionnelle) 債務について、明らかな支払不能に陥っていることが要件となる。

2003 年 8 月 1 日のデュトレイユ法以前は、保証人に関してはこの点が問題となっていた。すなわち、判例は、保証人の債務が非事業的な債務であるというためには、保証人がいかなる財産的な利益も得ていない、ということが必要であるとしていた。

しかし、この結論は、次の 2 つの場合には適切でなかった。すなわち、1 つは、判例によれば、保証人が主たる債務者である会社の経営者であった場合⁷⁾であり、もう 1 つは、保証人が、主たる債務者である会社の経営者の配偶者、または社員であった場合である。

この第 2 の場合に関しては、2003 年 8 月 1 日の法律によって、過剰債務法の適用に対する障害が取り除かれた。というのも、この法律は、消費法典 L. 330-1 条に、債務者によってなされた、次のような債務をも考慮して、その過剰債務の状況を評価する可能性が付け加えられたからである。すなわち、「法律上又は事実上、会社の経営者ではない者が、会社の経営者が個人的に負うか、あるいは会社が負う債務を、連帯して保証し又は支払うべき」旨の債務である。

それゆえ、第 1 の場合、すなわち、保証人が主たる債務者である会社を営んでいる場合のみが、2003 年 8 月 1 日の法律以降も、過剰債務処理手続の適用対象外である。

しかし、今日では、必ずしもそうではない。というのも、2008 年 8 月 4 日

7) Cass. civ. 1^{re}, 31 mars 1992, n°91-04. 011 ; *Bull. civ.* I, n°107 ; *RTD com.*, 1992, p.457, obs. G. Paisant ; Cass. civ. 2^e, 13 mars 2008, n°06-20456, *Act. proc. coll.* 2008, n°141, obs. O. Salvat.

の経済の現代化に関する法律は、一方では、消費法典 L. 330-1 条における、保証人が主たる債務者である会社の、法律上ないし事実上の経営者である場合には除外する旨の条項を撤廃したからである。これによって、今日では、会社の債務に関するすべての保証人が過剰債務処理手続を利用することができる⁸⁾。

また、他方では、消費法典 L. 332-9 条において、個人再生手続が、会社の経営者が個人的に負うか、あるいは会社が負う債務を、連帯して保証または支払うべき債務を免れさせることを認めている。

そうだとすれば、今後は、主たる債務者である会社の債務の保証人となった、すべての会社の経営者が、個人の過剰債務処理手続を利用することができるのであろうか？

そうではない。というのも、一定の経営者に対しては、その商人としての性質上、過剰債務処理手続の利用に対する障害が残っているからである。

B 合名会社 (société en nom collectif) の社員である保証人の排除

消費法典 L. 333-3 条によれば、個人の過剰債務処理手続は、商法典第6編に規定された債務超過にある企業の法律が適用されない債務者にのみ認められる。

このことは、会社の債務の保証人となった経営者に、一定の区別を設けることになる。すなわち、有限責任会社の社員および経営者である保証人は、個人の過剰債務処理手続の対象となるのに対し、合名会社の社員および経営者である保証人は、その対象外となる。というのも、合名会社の社員は、法律上は、自動的に商人の資格を有するからである。そして、破毀院第2民事部も、2013年12月5日の判決において、合名会社の社員である保証人は商業活動を反復して行うため、個人の過剰債務処理手続から排除されなければならないとした。

8) Cass.civ. 2^e, 27 sept. 2012, n°11-23285, *RLDC* nov. 2012, p. 31, obs. G. Marraud des Grottes. この改正は、法律が施行された後は、たとえそれ以前に過剰債務処理委員会に付されていたとしても、執行裁判所によって適用されなければならない (Cass. civ. 2^e, 2 déc. 2010, n°09-67503)。

そうだとしても、合名会社の社員である保証人は、何ら保護されないというわけではない。彼らは倒産法の適用によって保護されるのであり、個人の過剰債務処理手続によっては保護されないだけである。

このことは、同一の者がその経済の危機的な状況において、2つの異なる処理手続を同時に利用することができない、という立法者の意思に基づくものである。

不都合なのは、主たる債務者である会社の経営者が保証人である場合にも、異なる取り扱いがなされることである。しかし、この差異は、今日では、次の2つの理由によって、大きなものではないと思われる。

第1に、企業に適用される倒産法と個人の過剰債務処理手続との大きな違いの1つは、倒産法においては、非事業的な債務も含むすべての債務が、当該企業の財政上の危機的状況を評価するために考慮されるのに対し、個人の過剰債務の状態は、その非事業的な債務のみが考慮されることである。

しかし、この点は大きな違いではない。なぜなら、実務上は、会社の経営者が保証人である場合には、その財政上の危機的状況は、保証人の債務の履行の困難さを考慮して判断するものであり、個人の過剰債務状態の判断と同じ債務を考慮するものだからである。そして、その判断は、企業の支払停止の判断とも同じものである。

第2に、個人の過剰債務処理手続と会社に適用される倒産手続とは、徐々に近づき、保証人に対して認められる保護も、ほとんど同じものとなってきている。

例えば、個人の過剰債務処理手続に関して、2010年7月1日の法律は、過剰な債務を負っている債務者の請求を受理する委員会の決定が、自動的にその履行の請求を停止するものとしている。しかし、この結果は、倒産手続が開始された場合にも、同様に生じるものである。また、企業が和議手続の対象となった場合にも、債務者のために期限が延長されることによって、同様に、債権者の追及権が無力化することがある。

さらに、2003年8月1日の法律が、債務者の債務を免れさせる個人再生手続を創設したものであるとすれば、今日では、同様の手続が企業に適用される

倒産法制の中に存在する。すなわち、2014年3月12日のオルドナンスによって実現した倒産法の最近の改正は、「清算なき事業再生手続」(procédure de rétablissement professionnel sans liquidation)と呼ばれる新しい手続を創設した。

この手続は、商法典の新しいL. 645-1条以下に規定されているが、以下のような、自然人である保証人に適用される。すなわち、個人として有限責任を負う経営者ではないこと、直近の6ヵ月間に給与を受ける被用者ではないこと、および、届出られた資産の総額がデクレによって定められる限度額を下回るものであることである。なお、デクレによって定められる限度額は、たいていわずかな額である。このようにして、立法者は、資産の換価費用がその全体の価値に対して不均衡である場合に、この手続が開始されるとしたのである。

この手続は、明らかに、個人再生手続に想を得たものである。というのも、商法典L. 645-11は、この手続の終結が、原則として、債権者に対する債務を免れさせるとしているからである。

企業に適用される倒産法と個人の過剰債務処理手続との近接は、間接的に、自然人である保証人の過剰債務処理について、ほぼ完全な画一化をもたらすものである。

フランス法では、商人である保証人と商人ではない保証人との区別がほぼ失われ、知識の豊富な保証人と素人の保証人の区別も同様に大きな意味を失い、残された区別は、自然人である保証人と法人保証のみである。

しかし、第2講演会では、保証と会社法との関係を学ぶことによって、自然人と法人との対立でさえ、微妙なものであることを概観する。

【付記】 本稿は、立教大学国際センターの短期招へい研究員として来日したピエール・クロック教授によって、2014年4月10日に行われた公開講演会(於、セントポールズ会館2階芙蓉の間)の講演原稿を翻訳したものである。なお、当日配布した資料は、第2講演(「フランス法における保証と会社」)の翻訳の末尾に掲載した。併せてご参照いただければ幸いである。